

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示をここに定める。

令和 8 年 3 月 2 3 日

諏訪市選挙管理委員会

委員長 鈴木 正好

## 諏訪市選挙管理委員会告示第 21 号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（昭和 36 年諏訪市選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の前文を付する。

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 197 条の 2 の規定による選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額を次のとおり定める。

第 1 項中「対して」を「対し」に改め、同項（へ）中「500 円」を「1,000 円」に改め、同項（へ）を同項（ト）とし、同項（ホ）中「1,000 円」を「1,500 円、」に、「3,000 円」を「4,500 円」に改め、同項（ホ）を同項（へ）とし、同項（ニ）中「12,000 円」を「23,000 円」に改め、同項（ニ）を同項（ホ）とし、同項中（ハ）を（ニ）とし、（ロ）の次に次のように加える。

（ハ） 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第 2 項中「対し、」を「対し」に改める。

第 3 項（イ）を次のように改める。

（イ） 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1（イ）から（ニ）までに掲げる額

第 3 項（ロ）中「10,000 円」を「20,000 円」に改める。

第 4 項中「10,000 円」を「15,000 円」に、「選挙運動用自動車」を「法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車」に、「及び」を「、」に改め、「手話通訳のために使用する者」の次に「及び専ら要約筆記（法第 197 条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者」を加え、「15,000 円」を「20,000 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。